

# 定 款

社会福祉法人のぞみ福祉会

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 相談支援事業の経営

### (名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人のぞみ福祉会という。

### (経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を福岡県直方市大字永満寺字上ノ原 2978 番地の 2 に置く。

## 第 2 章 評議員

### (評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

### (評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第 8 条 評議員の報酬については、これを支給しない。

- 2 評議員が、その職務のため、評議員会等に出席した時は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### 第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 2、2978 番地 5、2985 番地、2979 番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建「のぞみ園直方」の園舎 1 棟 (515.93 平方メートル)、鉄骨造スレートぶき平家建「グリーンハウス」 1 棟 (118.41 平方メートル)、福岡県直方市大字永満寺 2976 番地、2974 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホームのぞみ 1 号館」 1 棟 (163.53 平方メートル)、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホームのぞみ 2・3 号館」 1 棟 (298.12 平方メートル)

(2) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 2 所在の「のぞみ園直方」敷地 (1,222.13 平方メートル)

(3) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 5 所在の「のぞみ園直方」敷地 (69.48 平方メートル)

- (4) 福岡県直方市大字永満寺 2979 番地所在の「のぞみ園直方」敷地 (376.00 平方メートル)
- (5) 福岡県直方市大字永満寺 2985 番地所在の「のぞみ園直方」敷地 (370.00 平方メートル)
- (6) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 6 所在の「のぞみ園直方」敷地 (105.00 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、直方市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、直方市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、法人の事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を法人の事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 7 章 解散

(解散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、直方市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を直方市長に届け出なければならない。

## 第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人のぞみ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	赤	星	月	人		
理事	坂	口	勝	彌		
	〃	舌	間	信	夫	
	〃	赤	星	登	志	子
	〃	大	森	考	人	
	〃	中	岡	聡	幸	
監事	大	野	孝	子		
	〃	進	秀	美		

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。



## 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ福祉会(以下「法人」という。)の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り旅費交通費を支給する。ただし、交通費の実費が別表1の旅費交通費額を超える場合には、＜旅費規程＞に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める＜旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額(旅費交通費として)

日額 5,000円

別表2 常勤役員等の報酬

- ・理事長 年間報酬額 5百万円を上限とする。
- ・常務理事 年間報酬額 5百万円を上限とする。

平成29年度 社会福祉法人のぞみ福社会行事等実績報告

年月	行事	安全衛生	健康管理	生活余暇	研修・出張	その他
H29 4	4/3～5/2 保護者面談 20 誕生会 20 グループホーム防犯カメラ設置	18 消防設備点検 27 浄化槽清掃 28 大掃除	7 3B 体操 17 嘱託医検診 18 健康診断 21 3B 体操	11 クラブ活動 25 クラブ活動		26 グループホーム見学者(2名) 27 清掃活動 28 職員会議
5	12 バスハイク (やまや、アサヒビール工場) 18 誕生会	26 大掃除	16 嘱託医検診 19 3B 体操	9 クラブ活動 23 クラブ活動	29 社会福祉法人制度改革研修会 (園長)	1 福岡県より防犯カメラ現地調査 15～26 小池実習(南、竹川) 25 清掃活動 26 職員会議
6	15 誕生会	23 大掃除	2 3B 体操 12 嘱託医検診 16 3B 体操	6 クラブ活動 20 クラブ活動	1 小池特別支援学校実習報告会(中岡) 2 社会就労センター職員研修(中岡) 29 社会福祉法人経営セミナー(中岡)	12～23 介護等体験(小原) 19～21 駐車場舗装改修工事 22 ミツパチの会保護者見学(11名) 23 職員会議
7	4 七夕行事 20 誕生会	13 防災訓練 28 大掃除	7 3B 体操 12 嘱託医検診 21 3B 体操	11 クラブ活動 25 クラブ活動	6 会計担当者研修(中岡) 20～21 障害福祉事業所九州大会(園長) 26 会計担当者研修(中岡) 27 安全運転管理者研修(園長)	3～7 介護等体験(楢原) 28 職員会議 28 小池特別支援先生見学(5名) 31 八幡特別支援先生見学(3名)
8	17 誕生会	10 大掃除	4 3B 体操 18 3B 体操 23 嘱託医検診	8 クラブ活動 22 クラブ活動	8 社会福祉法人セミナー(中岡) 25 会計担当者研修(中岡)	1～4 介護等体験(豊島) 3 北九州視覚特別支援学校先生見学(1名) 7 ゆたかの里職員見学(4名) 21～25 介護等体験(佐藤) 26 職員会議 28～9/1 介護等体験(蔵元)
9	1～28 保護者面談 21 誕生会	5 救命講習 29 大掃除	13B 体操 11 嘱託医検診 15 3B 体操	5 クラブ活動 19 クラブ活動		1 職員会議 4～8 介護等体験(桑原) 11～15 介護等体験(島本) 14 こすもす園職員見学(6名) 22 職員会議 25 清掃活動
10	19 誕生会 20 三施設合同運動会 26 直方市指導監査	2 消防設備点検 27 大掃除	6 3B 体操 16 嘱託医検診	10 クラブ活動 24 クラブ活動	5～6 九州地区知的障害関係施設 長研究大会(園長)	2～6 介護等体験(濱田) 12 職員会議 16～20 介護等体験(木崎) 26 清掃活動 27 職員会議
11	9 誕生会 16 紅葉狩り	1 夜間防災訓練 24 大掃除	3 3B 体操 16 嘱託医検診 17 3B 体操	7 クラブ活動 21 クラブ活動	2 小池特別支援学校実習報告会(中岡)	6～10 介護等体験(日澤) 8 見学者(1名)
12	9 もちつき 14 誕生会 28 仕事納め	28 大掃除	1 3B 体操 12 嘱託医検診 15 3B 体操	5 クラブ活動 19 クラブ活動	12 福岡県集団指導(中岡) 15 福岡県集団指導(中岡)	6 職員会議 9 直方中央ロータリークラブ来園 22 職員会議 22 グループホーム見学 (つくしの里職員4名)
H30 1	4 仕事始め 新年行事(初詣)	26 大掃除	5 3B 体操 16 嘱託医検診 19 3B 体操	9 クラブ活動 23 クラブ活動	3 きょうされん福岡支部研修(中岡)	21 門司特別支援学校保護者、先生見学(4名) 26 職員会議
2	1 節分行事 15 誕生会	23 大掃除	2 3B 体操 13 嘱託医検診 16 3B 体操	6 クラブ活動 20 クラブ活動	26 サービス事業所支援員研修(富永) 26 職員研修(中岡) 28 サービス事業所支援員研修(室井)	23 職員会議 24 イオン直方販売会出店 28 グループホーム見学(保護者、本人2名)
3	9 そば打ち体験 9 グループホーム消防設備立ち 入り調査(自動火災報知器) 14 誕生会 29 花見	14 防災訓練 23 大掃除	2 3B 体操 13 嘱託医検診 16 3B 体操	6 クラブ活動 20 クラブ活動	5 6 19 20 強度行動障害支援者研修 (中岡志) 15 福岡県知的障害者福祉協会総会(中岡) 28 福岡県説明会(中岡) 29 福岡県説明会(園長)	12 小池特別支援学校見学先生、保護者(4名) 24 職員会議 27 つくしの里職員利用者見学(19名)

## 平成29年 社会福祉法人のぞみ福祉会 事業別実績報告書 1/2

のぞみ園直方  
【生活介護Ⅰ】(定員20名)

のぞみ園直方  
【生活介護Ⅱ】(定員20名)

のぞみ園直方  
【短期入所】(定員4名)

	平成28年度		平成29年度		対前年比 達成率
	延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 利用者数	累計 利用者数	
4月	343人	343人	382人	382人	111%
5月	320人	663人	390人	772人	116%
6月	374人	1037人	421人	1193人	115%
7月	337人	1374人	392人	1585人	115%
8月	340人	1714人	394人	1979人	115%
9月	341人	2055人	404人	2383人	115%
10月	351人	2406人	438人	2821人	117%
11月	365人	2771人	415人	3236人	116%
12月	363人	3134人	437人	3673人	117%
1月	341人	3475人	397人	4070人	117%
2月	374人	3849人	373人	4443人	115%
3月	401人	4250人	435人	4878人	114%
合計	4250人		4878		114%

	平成28年度		平成29年度		対前年比 達成率
	延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 利用者数	累計 利用者数	
4月	128人	128人	133人	133人	103%
5月	119人	247人	130人	263人	106%
6月	144人	391人	114人	377人	96%
7月	132人	523人	97人	474人	90%
8月	128人	651人	91人	565人	86%
9月	132人	783人	80人	645人	82%
10月	125人	908人	83人	728人	80%
11月	121人	1029人	81人	809人	78%
12月	130人	1159人	84人	893人	77%
1月	125人	1284人	76人	969人	75%
2月	113人	1397人	69人	1038人	74%
3月	143人	1540人	82人	1120人	72%
合計	1540人		1120人		72%

	平成28年度		平成29年度		対前年比 達成率
	延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 利用者数	累計 利用者数	
4月	66人	66人	38人	38人	57%
5月	52人	118人	32人	70人	59%
6月	73人	191人	44人	114人	59%
7月	61人	252人	30人	144人	57%
8月	68人	320人	38人	182人	56%
9月	46人	366人	34人	216人	59%
10月	52人	418人	33人	249人	59%
11月	48人	466人	37人	286人	61%
12月	47人	513人	40人	326人	63%
1月	48人	561人	30人	356人	63%
2月	46人	607人	38人	394人	64%
3月	44人	651人	47人	441人	67%
合計	651人		441人		67%

## 平成29年 社会福祉法人のぞみ福祉会 事業別実績報告書 2/2

**のぞみ園直方**  
【日中一時支援】(定員4名)

**相談支援センターのぞみ**  
【障害児 計画相談】

**相談支援センターのぞみ**  
【障害者 計画相談】

**グループホームのぞみ**  
【共同生活援助】(定員18名)

	平成28年度		平成29年度		対前年比 達成率
	延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 利用者数	累計 利用者数	
4月	3人	3人	7人	7人	233%
5月	0人	3人	0人	7人	233%
6月	0人	3人	2人	9人	300%
7月	12人	15人	6人	15人	100%
8月	28人	43人	20人	35人	81%
9月	0人	43人	1人	36人	83%
10月	3人	46人	0人	36人	78%
11月	0人	46人	0人	36人	78%
12月	7人	53人	4人	40人	75%
1月	5人	58人	2人	42人	72%
2月	1人	59人	0人	42人	71%
3月	19人	78人	9人	51人	65%
合計	78人		51人		65%

	平成28年度		平成29年度		対前年比 達成率
	延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 利用者数	累計 利用者数	
4月	4人	4人	5人	5人	125%
5月	0人	4人	1人	6人	150%
6月	2人	6人	1人	7人	116%
7月	5人	11人	4人	11人	100%
8月	0人	11人	1人	12人	109%
9月	0人	11人	3人	15人	136%
10月	5人	16人	4人	19人	118%
11月	2人	18人	1人	20人	111%
12月	1人	19人	2人	22人	115%
1月	3人	22人	1人	23人	104%
2月	1人	23人	1人	24人	104%
3月	3人	26人	4人	28人	107%
合計	26人		28人		107%

	平成28年度		平成29年度		対前年比 達成率
	延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 利用者数	累計 利用者数	
4月	11人	11人	10人	10人	90%
5月	16人	27人	11人	21人	77%
6月	16人	43人	14人	35人	81%
7月	13人	56人	18人	53人	94%
8月	8人	64人	21人	74人	115%
9月	11人	75人	8人	82人	109%
10月	8人	83人	14人	96人	115%
11月	7人	90人	13人	109人	121%
12月	5人	95人	8人	117人	123%
1月	7人	102人	13人	130人	127%
2月	8人	110人	14人	144人	130%
3月	32人	142人	11人	155人	109%
合計	142人		155人		109%

	平成28年度		平成29年度		対前年比 達成率
	延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 利用者数	累計 利用者数	
4月	/		224人	224人	/
5月			215人	439人	
6月			232人	671人	
7月			236人	907人	
8月			213人	1120人	
9月	100人	100人	251人	1371人	1371%
10月	99人	199人	271人	1642人	825%
11月	134人	333人	271人	1913人	574%
12月	143人	476人	263人	2176人	457%
1月	156人	632人	257人	2433人	384%
2月	183人	815人	240人	2673人	327%
3月	192人	1007人	285人	2958人	293%
合計	1007人		2958人		293%

## 財 産 目 録

平成 30年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
1 流動資産						
現金預金						
現金						56,557
施設普通預金	西日本シティ銀行 直方支店		運転資金			1,415,168
	西日本シティ銀行 直方支店		運転資金			2,747,314
	福岡中央銀行 直方支店		運転資金			2,000,023
授産普通預金	西日本シティ銀行 直方支店		運転資金			139,934
			小計			6,358,996
事業未収金	生活介護支援費等					17,125,639
短期貸付金	法人本部からグループホーム区分へ					5,000,000
			流動資産合計			28,484,635
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地(基本財産)	2978番地2		障害福祉サービス事業	12,465,726	0	12,465,726
	2978番地5		障害福祉サービス事業	670,622	0	670,622
	2979番地、2985番地		障害福祉サービス事業	10,000,000	0	10,000,000
	2978番地6		障害福祉サービス事業	460,341	0	460,341
			小計			23,596,689
建物(基本財産)	のぞみ園直方園舎	平成10年度	生活介護事業	69,522,395	33,078,760	36,443,635
	作業訓練棟	平成14年度	生活介護事業	13,511,053	6,554,220	6,956,833
	生活介護訓練棟(グリーンハウス)	平成20年度	生活介護事業、短期入所事業	22,116,310	6,634,900	15,481,410
	グループホームのぞみ 1号館	平成28年度	共同生活援助事業	31,953,000	2,327,244	29,625,756
	グループホームのぞみ 2・3号館	平成28年度	共同生活援助事業	47,469,000	3,457,326	44,011,674
			小計			132,519,308
			基本財産合計			156,115,997
(2) その他の固定資産						
建物	電炉室、浄化槽等		障害福祉サービス事業	9,758,300	8,018,115	1,740,185
構築物	擁壁		障害福祉サービス事業	12,024,600	6,391,924	5,632,676
車輛運搬具	トヨタ ハイエース		利用者送迎	3,500,000	3,499,999	1
	トヨタ ヴォクシー		利用者送迎	3,000,000	2,999,999	1
	トヨタ ハイエース		利用者送迎	3,854,810	3,854,809	1
	トヨタ ヴォクシー		利用者送迎	2,303,940	2,303,939	1
	トヨタ ヴォクシー		利用者送迎	2,900,000	1,450,000	1,450,000
			小計			1,450,004
器具及び備品	空調機等		障害福祉サービス事業	17,108,894	13,921,629	3,187,265
権利	電話権利		障害福祉サービス事業	152,880	0	152,880
			その他の固定資産合計			12,163,010
			固定資産合計			168,279,007
			資産合計			196,763,642
<b>II 負債の部</b>						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	法人本部からグループホーム区分へ					5,000,000
事業未払金	給食委託費等					1,583,950
1年以内返済予定設備資金借入金	グループホーム建設資金					3,600,000
職員預り金	社会保険料等					1,824,033
			流動負債合計			12,007,983
2 固定負債						
設備資金借入金	グループホーム建設資金等					62,500,000
			固定負債合計			62,500,000
			負債合計			74,507,983
			差引純資産			122,255,659

## (記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。  
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。  
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。


第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人名	社会福祉法人 のぞみ福祉会
区分	

法人単位貸借対照表

平成 30年 3月31日 現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増 減	科目	当年度末	前年度末	増 減
流動資産	28,484,635	27,052,118	1,432,517	流動負債	12,007,983	12,167,916	-159,933
現金預金	6,358,996	6,286,523	72,473	短期運営資金借入金	5,000,000	5,000,000	0
現金	56,557	52,011	4,546	事業未払金	1,583,950	1,763,881	-179,931
施設普通預金	6,162,505	6,037,219	125,286	1年以内返済予定設備資金借入金	3,600,000	4,900,000	-1,300,000
授産普通預金	139,934	197,293	-57,359	職員預り金	1,824,033	504,035	1,319,998
事業未収金	17,125,639	15,765,595	1,360,044	固定負債	62,500,000	66,100,000	-3,600,000
立替金	0	0	0	設備資金借入金	62,500,000	66,100,000	-3,600,000
短期貸付金	5,000,000	5,000,000	0	負債の部合計	74,507,983	78,267,916	-3,759,933
固定資産	168,279,007	175,602,480	-7,323,473	純資産の部			
基本財産	156,115,997	162,686,347	-6,570,350	基本金	36,350,351	36,350,351	0
土地(基本財産)	23,596,689	23,596,689	0	基本金	36,350,351	36,350,351	0
建物(基本財産)	132,519,308	139,089,658	-6,570,350	国庫補助金等特別積立金	41,123,096	41,256,464	-133,368
その他の固定資産	12,163,010	12,916,133	-753,123	国庫補助金等特別積立金	41,123,096	41,256,464	-133,368
建物	1,740,185	1,939,245	-199,060	その他の積立金	0	0	0
構築物	5,632,676	5,932,556	-299,880	次期繰越活動増減差額	44,782,212	46,779,867	-1,997,655
車輛運搬具	1,450,004	2,030,004	-580,000	次期繰越活動増減差額	44,782,212	46,779,867	-1,997,655
器具及び備品	3,187,265	2,740,786	446,479	(うち当期活動増減差額)	-1,997,655	-12,364,965	10,367,310
権利	152,880	152,880	0				
ソフトウェア	0	120,662	-120,662				
				純資産の部合計	122,255,659	124,386,682	-2,131,023
資産の部合計	196,763,642	202,654,598	-5,890,956	負債及び純資産の部合計	196,763,642	202,654,598	-5,890,956

脚注

1. 減価償却費の累計額 95,779,114円

法人名	社会福祉法人 のぞみ福祉会
区分	

### 法人単位資金収支計算書

自平成 29年 4月 1日 ～ 至平成 30年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	就労支援事業収入	900,000	939,369	-39,369	
	障害福祉サービス等事業収入	103,700,000	101,096,387	2,603,613	
	経常経費寄附金収入	0	0	0	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	
	受取利息配当金収入	1,500	57	1,443	
	その他の収入	843,000	1,008,945	-165,945	
	流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
	事業活動収入計(1)	105,444,500	103,044,758	2,399,742	
	支出				
	人件費支出	76,510,000	76,380,310	129,690	
	事業費支出	11,405,000	10,179,499	1,225,501	
	事務費支出	8,740,760	9,315,873	-575,113	
就労支援事業支出	1,050,000	1,055,145	-5,145		
利用者負担軽減額	0	0	0		
支払利息支出	707,481	707,481	0		
その他の支出	0	0	0		
流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0		
事業活動支出計(2)	98,413,241	97,638,308	774,933		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	7,031,259	5,406,450	1,624,809		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	720,000	720,000	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	設備資金借入金収入	1,500,000	1,500,000	0	
	固定資産売却収入	999,000	999,000	0	
	その他の施設整備等による収入	0	0	0	
	施設整備等収入計(4)	3,219,000	3,219,000	0	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	6,400,000	6,400,000	0	
	固定資産取得支出	1,998,000	1,998,000	0	
	固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
	ファイナンス・リース債務返済支出	0	0	0	
	その他の施設整備等による支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	8,398,000	8,398,000	0		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-5,179,000	-5,179,000	0		
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	
	長期貸付金回収収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	積立資産取崩収入	0	0	0	
	サービス区分間繰入金収入	0	0	0	
	その他の活動による収入	65,000	65,000	0	
	その他の活動収入計(7)	65,000	65,000	0	
	支出				
	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	投資有価証券取得支出	0	0	0	
	積立資産支出	0	0	0	
サービス区分間繰入金支出	0	0	0		
その他の活動による支出	0	0	0		
その他の活動支出計(8)	0	0	0		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	65,000	65,000	0		
予備費支出(10)	0	0	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	1,917,259	292,450	1,624,809		
前期末支払資金残高(12)	19,784,202	19,784,202	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	21,701,461	20,076,652	1,624,809		




第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人名	社会福祉法人 のぞみ福祉会
区分	

法人単位事業活動計算書

自平成 29年 4月 1日 ~ 至平成 30年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	就労支援事業収益	939,369	884,307	55,062
	障害福祉サービス等事業収益	101,096,387	79,056,006	22,040,381
	経常経費寄附金収益	0	80,000	-80,000
	その他の収益	65,000	0	65,000
	サービス活動収益計(1)	102,100,756	80,020,313	22,080,443
	費用			
	人件費	76,380,310	63,547,849	12,832,461
	事業費	10,179,499	9,008,910	1,170,589
	事務費	9,315,873	14,948,121	-5,632,248
	就労支援事業費用	1,055,145	949,982	105,163
	利用者負担軽減額	0	0	0
	減価償却費	8,322,473	6,592,255	1,730,218
	国庫補助金等特別積立金取崩額	-2,353,368	-2,269,368	-84,000
徴収不能額	0	0	0	
徴収不能引当金繰入	0	0	0	
その他の費用	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	102,899,932	92,777,749	10,122,183	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	-799,176	-12,757,436	11,958,260	
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益	0	0	0
	受取利息配当金収益	57	16,170	-16,113
	有価証券評価益	0	0	0
	有価証券売却益	0	0	0
	投資有価証券評価益	0	0	0
	投資有価証券売却益	0	0	0
	その他のサービス活動外収益	1,008,945	985,864	23,081
	サービス活動外収益計(4)	1,009,002	1,002,034	6,968
	費用			
	支払利息	707,481	609,559	97,922
	有価証券評価損	0	0	0
	有価証券売却損	0	0	0
	投資有価証券評価損	0	0	0
投資有価証券売却損	0	0	0	
その他のサービス活動外費用	0	0	0	
サービス活動外費用計(5)	707,481	609,559	97,922	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	301,521	392,475	-90,954	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	-497,655	-12,364,961	11,867,306	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	720,000	0	720,000
	施設整備等寄附金収益	0	0	0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
	固定資産受贈額	0	0	0
	固定資産売却益	0	0	0
	サービス区分間繰入金収入	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0
	特別収益計(8)	720,000	0	720,000
	費用			
	基本金組入額	0	0	0
	資産評価損	0	0	0
	固定資産売却損・処分損	0	4	-4
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	0	0	0
国庫補助金等特別積立金積立額	2,220,000	0	2,220,000	
災害損失	0	0	0	
サービス区分間繰入金支出	0	0	0	
その他の特別損失	0	0	0	
特別費用計(9)	2,220,000	4	2,219,996	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	-1,500,000	-4	-1,499,996	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	-1,997,655	-12,364,965	10,367,310	
前期繰越活動増減差額(12)	46,779,867	39,144,832	7,635,035	
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	44,782,212	26,779,867	18,002,345	
その他の積立金取崩額(15)	0	20,000,000	-20,000,000	
次期活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	44,782,212	46,779,867	-1,997,655	